

(開会：ときに午後1時28分)

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和4年7月19日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。12番 渡沢寿委員、13番 安達芳紀委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 渡沢 寿 委員
13番 安達 芳紀 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第11号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐

ただ今上程されました、報第11号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年6月27日付け農第271号で、南陽市長から本委員会に対し、7月1日付けで4件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 　ただ今上程されました、報第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第12号について、ご説明申し上げます。

　議案書は3ページをご覧ください。

　1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆 の田 合計6,500㎡
を、賃貸人の申し出により、合意解約するものです。

　以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第6 議第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

　提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 　ただ今上程されました、議第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第25号について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 99㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

なお、田の所有権移転で、青田の時期は作付作物の権利関係を明確にするため、申請を控えていただくことが原則ですが、令和元年12月に両名による所有権移転申請時に、1筆漏れていたことが判明したとのことで申し出があり、受付したものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 991㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆 畑 合計3,420㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2,042㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第25号の現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

議長（高橋会長）

はじめに、1番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

7月23日に長谷部委員より電話でご報告をいただいております。一昨年の申請の折にも現地を確認しており、前回申請時の令和元年12月付では草刈がされていたとご報告いただいておりますが、今年はまだ草刈がされておらず、作付けもされていない状況だったとのことです。これから草刈がされるのではないかと確認してきた旨の報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番

（本間仁一委員）

昨日、2番の現地を確認してまいりました。耕作はされておりましたが、草刈はされており、周りへの影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番

（浅野厚司委員）

本日確認してまいりました。申請地は全てが耕作され周辺農地への影響もないことを確認しました。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査については、村越竜仁推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日、村越委員よりご報告いただいております。申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認したと報告いただきました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、議第25号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し4件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第26号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計506.91㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん外1名から、▲▲字▲▲ 田 201㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 562㎡を所有権移転し、資材置場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲の一部 畑 562.24㎡を、米乾燥調整施設を建築するため、申請があったものです。

当該地は、原則転用できない農振農用地内農地ではありますが、例外規定の農業用施設に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第26号 1番から4番までの全4件に係る現地調査について、6番 青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番
（青木憲一委員）

7月19日に私と浅野委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で4件の現地調査を行いました。全ての案件について申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、議第26号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第27号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第27号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第27号につきまして、ご説明します。
議案書6ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外10筆 登記地目 田が2, 442㎡ 畑が4, 714㎡ 合計7, 156㎡が、昭和50年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 畑が207㎡が、昭和63年頃から駐車場として使用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第27号 1番の現地調査については、高橋義昭推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

昨日メールによりご報告を頂戴しています。

高橋委員にまず、山林の現地調査ということで、地元委員の方に調査をお願いする規定になっているため調査を依頼したところですが、現地に入れないところも多く、航空写真でも構いませんという形でお願いをさせていただきました。しかし、見られる所は出来るだけ現地を見た方が良いだろうというご指摘を頂戴しまして、このうち、▲▲、▲▲、▲▲の周辺の3箇所については実際に山の中に入って現地確認をしていただきました。

その他につきましては、立ち入りする市道及び林道が豪雨災害等で破損しておりまして、中に入ることができないということで、航空写真等から確認をしていただきました。

全ての案件につきましては、耕作できる状態ではなく、申請のとおりであったことを確認したとご報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番
（浅野厚司委員）

7月19日に私と青木委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で非農地確認の現地調査を行いました。

本案件については申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、議第27号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

13番
（安達委員）

2番の案件に関してですが、畑207平米とありますがこれは住宅脇とかそういった場所でしょうか。

嶋貫農地係長

2番の土地は■■■■さんの駐車場になっているところでして、■■■■さんの道路を挟んで東側の所にございます。

昭和63年頃に、JRの工事の関係で土を入れたところからスタートしているようです。その後、他の会社の資材置き場に一時期なって、その後からは■■■■さんの駐車場として使われています。現在建物等はありませんが、周辺が全て駐車場の形になっておりまして、敷き砂利等がかなり硬く入っているところもございます。

周辺の状況からも、農地に戻して耕作するというよりは、駐車場として利用していただいた方が良いのではないかと現地確認の際もご説明申し上げたところです。

以上です。

13番
(安達委員)
議長(高橋会長) 分かりました。
他に質問はございますか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願い出のとおり証明
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願い出のとおり証明すべきものと決ま
しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第28号「南陽市農用地利用集積計画の策定に
係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第28号「南陽市農用地利用集積計画の
策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和4年7月13日付け農第316号をもって、南陽市長
から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づい
て、賃借権設定6件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当
該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定する
よう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ
決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係
長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第28号につきまして、ご説明を申し上
げます。
議案書は7ページからで、10ページにつきましては、総括表となっ
ております。賃借権設定が6件で、計画面積が田35,403㎡とな
っております。
11ページをご覧ください。
中間管理事業に伴う賃借権の設定になっております。

嶋貫農地係長

1番につきましては、亡くなられた■■■■さん相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 319㎡外7筆の合計14, 040㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

2番については、同じく、亡き■■■■さん相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 018㎡外4筆の合計5, 475㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

3番については、亡き■■■■さん相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田495㎡外1筆の合計1, 389㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

4番については、亡き■■■■さん相続人の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田10㎡外2筆の合計5, 164㎡について、新規設定の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

5番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田4, 959㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

6番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田2, 201㎡外1筆の合計4, 376㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、議第28号 5番の案件について、審議いたします。

ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

…………鈴木正徳委員復席…………

議長（高橋会長） 次に、議第28号 1番から4番及び6番の5つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第29号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐

ただ今上程されました、議第29号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年6月28日付け農第280号で、南陽市長から本委員会に対し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農林課衣袋農政係長の補足説明を求めます。

衣袋農政係長

今回ご意見を頂戴します、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正」についてご説明いたします。

本市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業基盤強化促進法の第6条に基づきまして、認定農業者、認定新規農業者及び農地の利用権設定促進事業に関する事項などについて記載しております。その基本構想は県が同法第5条に基づき設定する山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、地域の実情を踏まえ市が独自に策定するものです。

この度、令和3年3月に第4次農林水産業元気創造戦略が県で策定されまして、作目構成、経営規模、及び農業所得を示す経営指標等が見直されたことに伴い、令和4年1月に県基本方針が一部改正されました。これを受けまして、本市が定める基本構想も一部改正を行うため、同法施行規則第2条の規定により、当該改正案について意見を求めるものです。

なお、今回の改正は県基本方針に即し、追記、削除等を行うと共に、農業経営コストの経営規模及び生産方式の指標について、置賜地域が適用地域とされる営農類型のみを引用し改正するものです。

以上、よろしくご協議のほどお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長）

具体的にどのように改正されるか今回は提示されないのですか

衣袋農政係長

補足いたします。今回掲載させていただきましたのは、県の基本方針において示されている類型をそのまま市の基本構想でも類型として乗せてあるものです。中身としまして、県においては、各地域ごとにこれがどの地域で適用されるかということが書いてありますが、そのうち置賜地域のみが適用地域です、という作目のみを引用したものです。こちらは、市の基本構想に載ってきますが、基本構想は認定農業者の認定の際の基準のようなものでして、これに基づいて、認定農業者の認定を行っているというものです。

議長（高橋会長）

皆さんいかがでしょうか。
質疑、意見はよろしいですか。

7番
（浅野厚司委員）

勉強不足で申し訳ないのですが、賛成も反対も出来ないような状況です。

何がどう変わって、どんな根拠なのか、できればどこかで勉強させていただければと思ったところです。

堀之内主任

重複する点あるかと存じますが再度説明いたします。農業経営基盤促進法に基づきまして、県で基本方針というものを定めて、それに即した形で市では基本構想を定めているところでありまして、県の基本方針が今回改正になったところから、市の基本的な構想を直したものになります。第4次農林水産業元気創造戦略をいうものがあり、それが一番元となるものであります。

その中身によりますとスーパートップランナー及びトップランナーの方の経営指標としまして例として載っているものが新旧対照表にもございます。本市の基本構想におきまして、その基本構想の従前のものから今回第4次農林水産業元気創造戦略自体が一部改正になったところもございましたので、最上地域とか村山地域とかそういったところは全部抜きまして、置賜地域に関連します、営農類型を抜粋してこちらに記載したという中身の変更となります。

なお、県の指標に基づいて、こちらは南陽市の方も同じく引用するという中身となっておりますのでご了承いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（高橋会長）

浅野委員いかがですか。

7番
（浅野厚司委員）

はい。わかりました。

13番
（安達芳紀委員）

結局、この指標が経営改善計画に関係してくるとか、そういうものでもないのでしょうか。

正直な話、これを見ても面積とか反あたりとかでもなくて、どういう風に考えたら良いかさっぱり分からなくて。反あたりでどれくらいとかそういう形でもないの。これは個人、例えばトップランナーとかスーパートップランナーとかの実際の人の数値を出しているものでもないのですか。何か試算をして出したものですか。

どういう形で数字を出したのでしょうか。

堀之内主任

県の方では、技術普及課の方で、農業経営の所得の水準を確保する上で、経営の様々な組み合わせでありましたり、所得の確保に向けた農地の面積などを割り出しているそうです。そういったものがトップランナー、スーパートップランナーということで位置づけられております。そういう方の営農類型として参考いただく資料として県で作成しているものです。

衣袋農政係長

参考までかと思いますが、新旧対照表の一番最初の現行の部分をご覧ください。今回削除になった部分の営農類型と経営指標の設定がありますが、そこにあるのが実際の活用です。内容としましては、これらを元にして、経営への支援を行っていく、トップランナーやスーパートップランナーの育成を図るところと、農協との営農指導での提案など、このモデルに沿って育成を行っていく、この考え方は変わっていません。

13番
(安達芳紀委員)
議長（高橋会長）

参考にしてください、という程度のことでしょうか。分かりました。

トップランナーというのは400万以上の所得でスーパートップランナーは800万以上の所得ですね。

言わばひとつのモデルを提供するということですね。それに向かって指導していくと。そのようですがよろしいですか。

その他質疑、意見ございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、一部改正することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（高橋会長）

一部改正を妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、一部改正することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年7月19日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時7分)